



住宅・建築物の脱炭素化に向けた 進捗・課題と施策の方向性

地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会

2026年5月22日

環境省地球環境局地球温暖化対策事業室住宅・建築物脱炭素化事業推進室

6/8 : p.9の図の一部を修正しました。



住宅・建築物の脱炭素化に向けた進捗・課題と施策の方向性

(FU重点項目①LED照明の普及加速化②建築物の省エネ・省CO2化③家庭での省エネ・省CO2化④再生可能エネルギーの利用拡大⑤サーキュラーエコノミーの推進⑥フロン対策の推進)



現状・背景

- 住宅・建築物を含む「家庭部門」及び「業務その他部門」からの排出量は**全体の3割以上**を占めており、2050年ネット・ゼロの実現に大きく影響を与える。
- 地球温暖化対策計画等では、**2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能を確保**することを目標とし、また、**2030年度以降新築される住宅・建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能を確保**することを目指すこととしている
- 住宅・建築物は、寿命が長く、**一度建てられると2050年までロックインされる**ことから、省エネ性能等が高いものが新築されるよう対策を講じることが重要。また、2050年までに建替えられない既存の住宅・建築物の改修による性能向上の促進も重要。
- また、運用時だけでなく**ライフサイクル全体での温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の排出削減**に向けた取組を進める必要があり、検討が進められている。
- 以上の背景から、環境省では、**補助事業を通じて省エネ性能等の向上やライフサイクルカーボンの算定等を促している**ところ。

進捗・課題

(進捗)

- 新築住宅・建築物については、補助事業による効果もあり着実にZEH/ZEB化が進んでいる。**2024年度の新築の住宅・建築物のZEH/ZEB基準の水準適合率はそれぞれ60.1%、39.7%**であった。

(課題)

- 他方で、**既存の住宅・建築物に関しては、ZEH/ZEB基準の水準を満たすものの割合は依然として低い**。また、**ZEH/ZEB基準の水準を上回る住宅・建築物の普及も不十分**。
- **省エネ化に関する消費者等の支払意思額が十分に向上したとは言えず**、建築コストの上昇等を受けて省エネ性能の向上等に費やされる予算が制約を受ける可能性がある。
- 新築着工件数が減少する中、廃棄物発生抑制にも資する**既存ストックの改修による有効活用が重要**。
- **ライフサイクルカーボンの削減に係る取組は緒に就いたところ**であり、今後、関連する取組を促進していく必要がある。

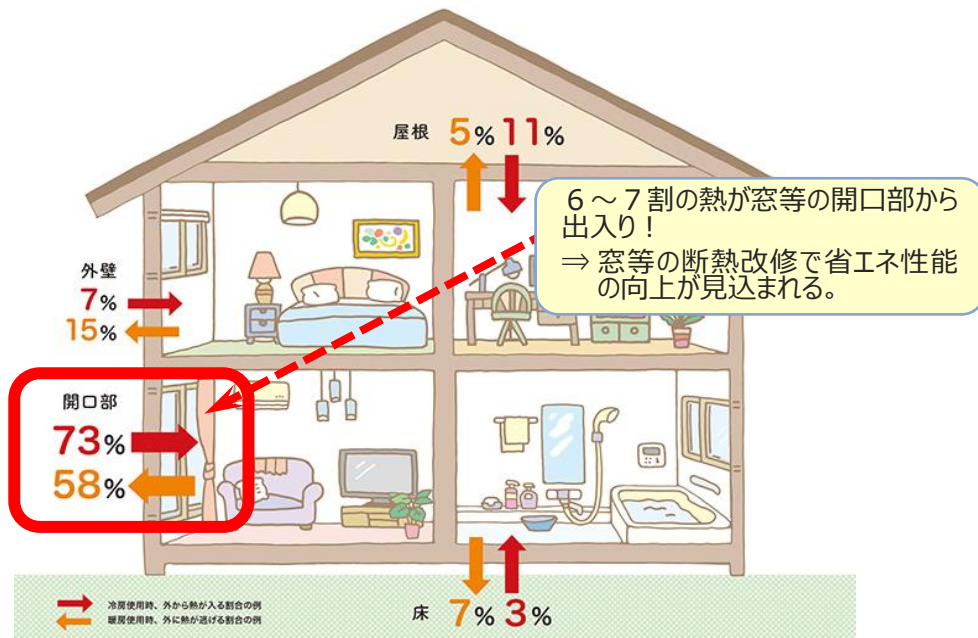
施策の方向性

- **省エネ性能が高い住宅・建築物が当たり前となり一定のコスト負担が受け入れられる社会の実現を目指す**。
- 具体的には、制度的措置の動向を踏まえつつ、補助事業を通じて**新築についてはZEH/ZEB基準の水準を上回る水準の普及を図る**。既存の住宅・建築物についても同様に、**効果が高く、即効性があり、また削減ポテンシャルも大きい断熱窓への改修をはじめとした省エネ改修（可能であればZEH/ZEB）を促進**するとともに、**デコ活等を通じてその便益を訴求**する。
- **既存ストックの有効活用や、リユース・リサイクル材の活用を進め、資源循環にも配慮した取組を進める**。
- **低炭素型建材の普及、フロン類等の冷媒の漏洩対策などによるライフサイクルカーボンの削減**に取り組む。
- **ペロブスカイト太陽電池の導入促進、デジタル技術・AI技術を活用した取組**を進める。

1. 現状認識

- 住宅・建築物（建設含む）は世界全体のCO2排出の約34%を占め、ネット・ゼロのため、その削減が重要。
- 温対計画では、2030年度に2013年度比で家庭部門で66%、業務その他部門で51%の削減目標を設定するとともに、2050年にストック平均でZEH/ZEB基準の省エネ性能の確保を目標として記載。
- 環境省では、**新築のZEH/ZEB化及び既存の省エネ改修の促進等のための補助事業を実施**するとともに、**デコ活等を通じた消費者の行動変容の働きかけ等**を実施してきた。また、運用の改善による、初期投資の少ない省エネ対策の促進も並行して実施してきた。
- **住宅・建築物ともにストック数が膨大**であり、2050年目標（ストック平均でのZEH/ZEB基準の省エネ性能の達成）のためには、**引き続きの取組が必要**。
- また、運用時に限らず建設や解体・廃棄時を含む**ライフサイクルを通じたGHGの削減にも取り組む必要がある**。

（出典）GlobalABC/UNEP, *Global Status Report for Buildings and Construction (Buildings-GSR) 2024/2025*



出典：（一社）日本建材・住宅設備産業協会省エネルギー建材普及促進センター「省エネ建材で、快適な家、健康な家」を基に環境省作成

図1 住宅における熱の出入りの様子

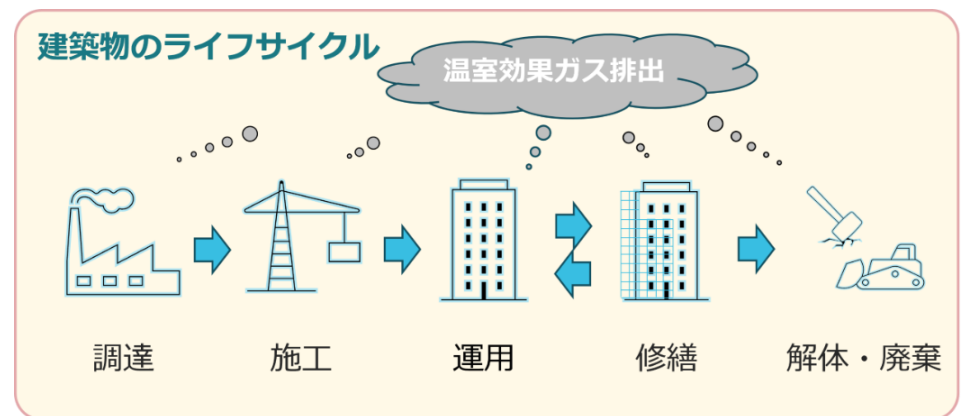


図2 ライフサイクル全体でのGHGの評価のイメージ

2. これまでの取組（補助） 住宅の脱炭素化に向けた環境省の取組

- 新築については、ZEH及びZEH-Mに加えこれらを上回る住宅についても支援。特に**令和6年度補正予算からGX志向型住宅への支援を開始**したところ。また、集合住宅に関しては**令和8年度からライフサイクルカーボン**を算定する場合には補助額を上乗せ。
- 既存住宅については、特に**熱の出入りの多い窓の改修**や断熱リフォームを支援。特に、**改修により既存住宅をZEH基準の水準の省エネ性能まで引き上げる事業**に対して、**令和8年度から支援を開始**。

3省連携 キャンペーン

新築住宅

みらいエコ住宅2026支援事業 (うちGX志向型住宅) <GX>

- 脱炭素志向型住宅の導入支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業) 令和7年度補正：75,000百万円
- 断熱等性能等級6以上
- エネルギー消費量削減率(再エネ除く)：35%以上
- エネルギーの消費量が正味で概ねゼロ以下
- 高度エネルギーマネジメントの導入 など

高断熱窓 (複層ガラス、アルミ樹脂複合サッシ、例：複層ガラス・樹脂サッシ)

脱炭素志向型住宅 (GX志向型住宅)

高性能断熱材 (断熱材、例(外壁)：高性能グラスウール)

高効率給湯器 (例：エコキュート、例(給湯器)：エコキュート)

3省連携 キャンペーン

既存住宅

先進的窓リノベ2026事業(窓) <GX>

- 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業) 令和7年度補正：112,500百万円

内窓設置 (内窓、既存のサッシ)

外窓交換

ガラス交換

ZEH※、ZEH+

- 住宅の脱炭素化促進事業 令和8年度予算：8,000百万円の内数

補助対象

高効率給湯

高効率照明(LED等)

高効率空調

日射遮蔽

省エネ換気

高断熱窓

高断熱外皮

※エネルギーの消費量が正味で概ねゼロ以下である住宅

ZEH-M (ゼッチ・マンション)

- 住宅の脱炭素化促進事業 令和8年度予算：8,000百万円の内数
- ライフサイクルカーボンを算定する場合、補助額を上乗せ

V2H設備又はEV充電設備等について補助額を加算。

断熱リフォーム(窓、外壁等) / ZEH化改修

- 令和8年度予算：8,000百万円の内数、令和7年度補正：1,000百万円の内数

ZEH化改修

断熱リフォーム

断熱窓

断熱材

高効率給湯機器

高効率空調機器

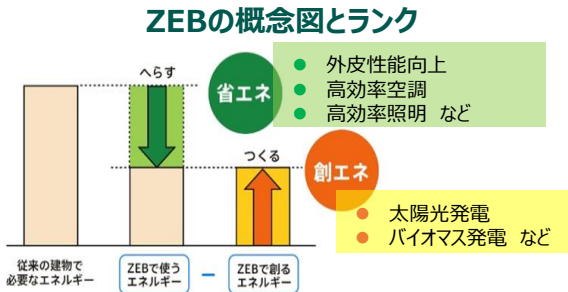
熱交換型換気設備

2. これまでの取組（補助） 建築物の脱炭素化に向けた取組

- 新築については、ZEB化に対する補助に加え、**令和6年度当初予算よりライフサイクルカーボン**を算定・削減する取組を行う事業に対して、**令和8年度より低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材）**を活用する事業に対して支援を開始。
- 既存については、ZEB化に対する補助に加え、**令和5年度補正予算より外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入によりZEB水準まで改修を行う事業**に対する事業を開始。

新築・既存ZEBの支援

- 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
（令和8年度予算：6,700百万円の内数）
（令和7年度補正：4,800百万円の内数）



	『ZEB』	Nearly ZEB	ZEB Ready	ZEB Oriented
省エネ	▲50%以上	▲50%以上	▲50%以上	▲40% 又は 30%以上
省エネ + 創エネ	▲100%以上	▲75%以上	-	-

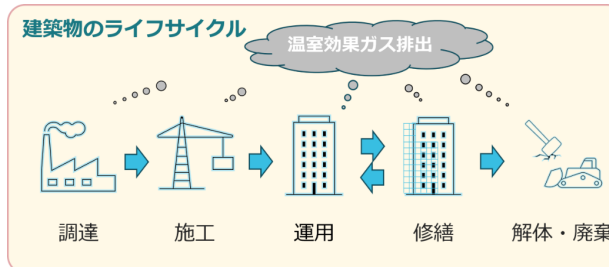
2024年度当初予算～

LCCO₂削減型ZEBの支援

- 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（国土交通省連携事業）
（令和8年度予算案：6,700百万円の内数）
※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担
（令和7年度補正：4,800百万円の内数）

- ✓ ライフサイクルカーボンの算定のほか、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用についても支援（令和8年度より）
- ✓ そのほか、運用時の以下の先導的な取組も特に評価。
 - ・災害に対するレジリエンス性の向上
 - ・自営線を介した余剰電力の融通
 - ・建材一体型太陽光電池の導入 等

建築物のライフサイクルカーボンのイメージ

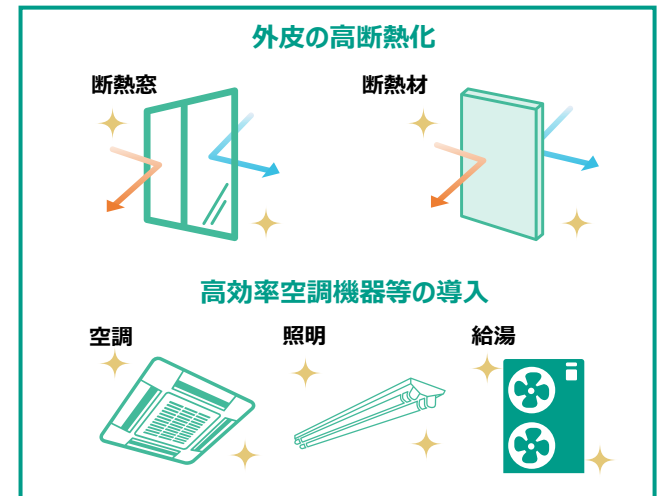


2023年度補正予算～

既存建築物のZEB水準への改修支援 <GX>

- 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）
（令和8年度予算：4,000百万円）
※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担

事業のイメージ



ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保

2. これまでの取組（普及促進）「デコ活」

3つの分科会で連携し、認知度向上と営業力強化・技術力強化をはかります



7月30日開催の発足式の様子



キービジュアル・スローガン



2. これまでの取組（普及促進） 住宅脱炭素ナビ



- ZEH、ZEH-Mの普及促進、既存住宅の断熱改修などの有効性を幅広く解説することで、住宅の入手・リフォームを検討する一般消費者、工務店、自治体の関係者の皆様の参考となるポータルサイト（**住宅脱炭素NAVI**）を開設。
- 高断熱住宅、断熱リフォームのメリットやZEHを普及する際の課題等を説明するとともに、都道府県・市区町村ごとに活用可能な支援策を検索できる検索ページも用意。



2. これまでの取組（普及促進）

先進的窓リノベ2025情報ステーション



- 先進的窓リノベ事業では、高断熱な窓への改修を促進等するため、「**先進的窓リノベ2025情報ステーション**」において、断熱窓改修のメリットや専門家・窓改修を行った方へのインタビュー等について、**関係者が使いやすいチラシや動画などを作成・掲載**。
- 今年度も引き続き、「**先進的窓リノベ2026情報ステーション**」等において**広報資料・動画を拡充予定**。

コンテンツの例
 <左上> 三つ折りにして使えるパンフレット <右上及び右下> ショート動画

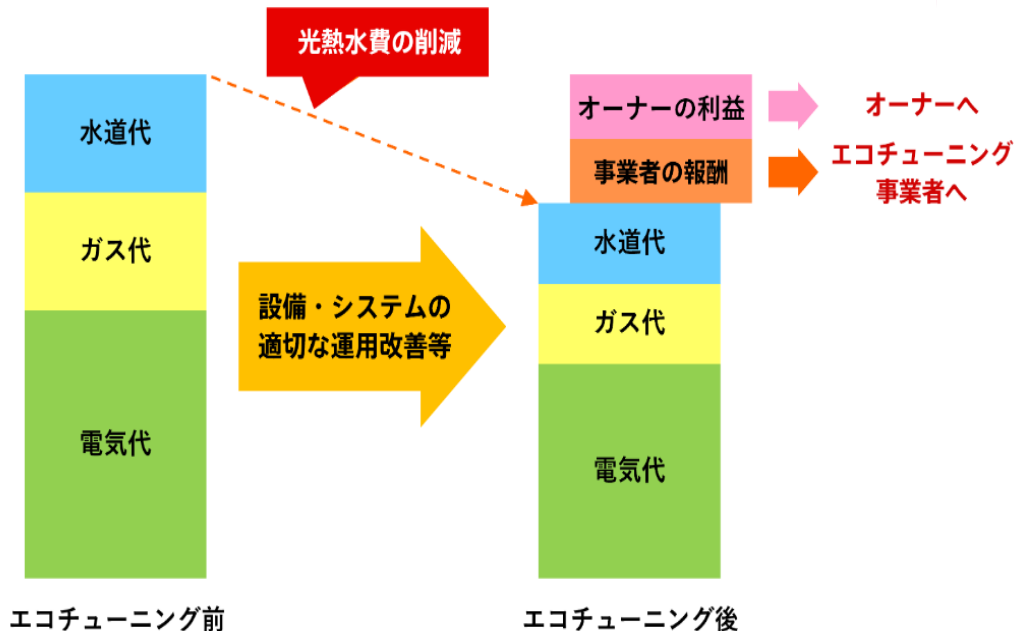


先進的窓リノベ2026情報ステーション
<https://madorinobe2026-info.jp/>

2. これまでの取組（エコチューニングの普及）

- エコチューニングとは、建築物からの温室効果ガス排出削減のため、設備機器・システムの適切な運用改善等を行う取組。運用改善の専門家が、建築物の使われ方やエネルギーの使用状況等を分析し、建築物の利用者の快適性を損ねない形で、設備設定の最適化等を実施。
- 大きな初期投資を伴わず、光熱水費の削減が可能。設備更新費用の削減や快適性の向上も期待できる。オフィスビル、病院、学校、庁舎、スポーツ施設、商業施設など、さまざまな用途の建築物で適用可能。

※「エコチューニング®」は環境省の登録商標です。



【参考：エコチューニングの実績】

平成26年度エコチューニングビジネスモデル確立事業では、エコチューニングを実践した建築物135棟において、平均でCO₂排出量が7.5%、光熱水費が約4億円削減されました。

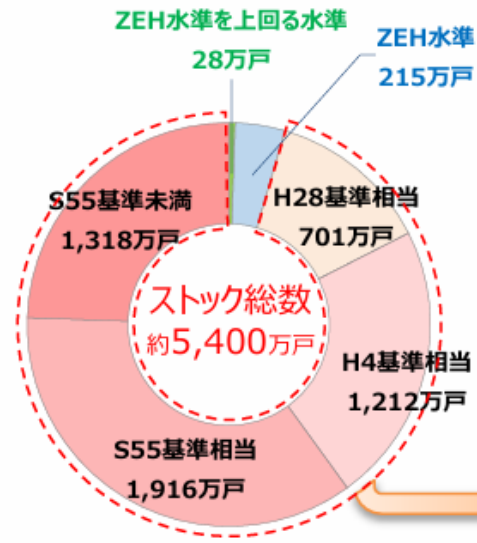
対象建築物数	CO ₂ 総排出量削減率※	光熱水費削減額
135棟	7.5%	397,036,378円

※対過去3か年度平均比率

3. 課題認識

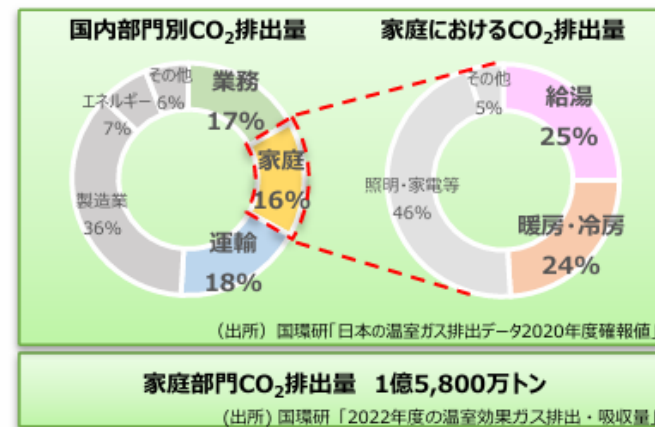
- 2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の水準まで省エネ性能を引き上げるためには、**新築については可能な限り多くZEH/ZEB基準の水準の省エネ性能を上回るものとなるようにするとともに2050年までに建替えられないストックについては、少しでも省エネ性能を向上させる必要がある。**
- 新築に対する省エネ基準の適合義務化などの制度的措置は進んでいるものの、**省エネ性能の高い住宅・建築物に対する消費者等の支払意思額は十分に高くなく、当面の間、補助事業等の実施を通じた更なる取組が必要。**
- 一方で、補助事業を通じた取組には限度があるため、**将来的には補助事業に頼らない新築の高性能化・ストックの省エネ改修に繋げることが必要。**また、運用の改善による、**初期投資の少ない取組による省エネ対策の促進も、並行して行う必要。**
- また、**ライフサイクルカーボンの削減に関する取組が開始されたところであり、これを促進していく必要。**

【住宅ストックの断熱性能(2022年)】



※ 人が居住する住宅ストック

【家庭部門のCO2排出量】



ZEH水準に満たないストック
約5,100万戸 (約95%)

◀ 出典：令和6年11月1日
第9回GX実現に向けた専門家
ワーキンググループ 資料1
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/senmonka_wg/index.html

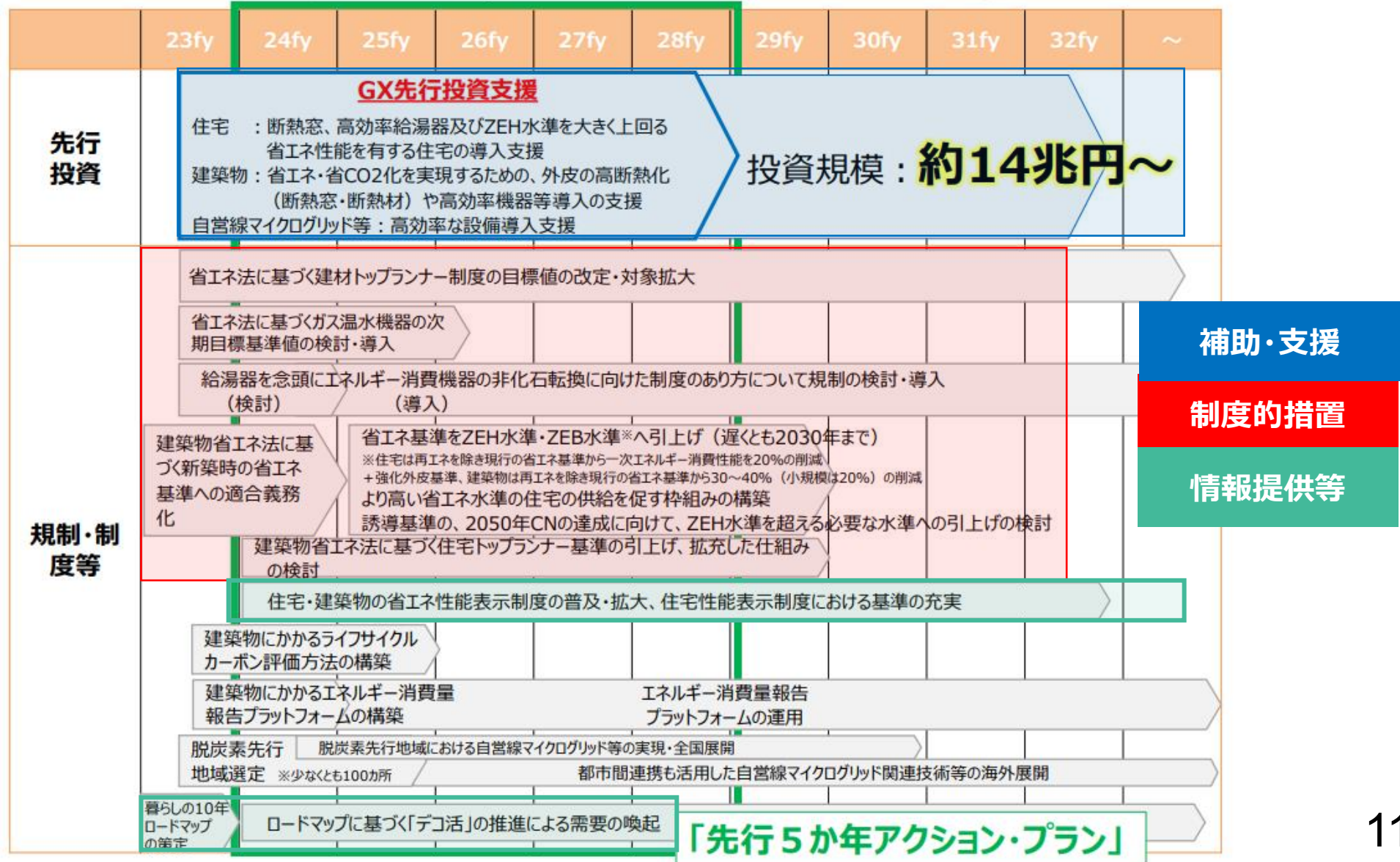
例えば住宅に関しては、「ZEH水準に満たない住宅」が約5,100万戸存在する一方で、足下の新築の着工戸数が約80万戸/年に満たない。このため、新築住宅の一層の高性能化を促すとともに、ストックの省エネ改修を促進することが必要。

4. 施策の方向性

- 住宅・建築物の省エネ性能の向上に関しては、省エネ性能が高い住宅・建築物が“当たり前”で、一定のコスト負担が受容される状況となるよう取組を進める。
- 具体的には、制度的措置等の実施状況も踏まえつつ、補助事業を通じて新築についてはZEH/ZEB基準の水準を上回る省エネ性能の住宅・建築物を増やすとともに、既存については少しでも省エネ性能が向上するよう（可能であればZEH/ZEB基準の水準まで）改修を促進するとともに、デコ活等を通じた省エネ性能の高い住宅・建築物の便益の訴求等を行っていく。
- その際、廃棄物の発生抑制にも資する既存ストックの改修による有効活用及びリユース・リサイクル材の活用促進などについて、資源循環に関する取組とのシナジーを考慮の上、取り組んでいく。
- また、ライフサイクルカーボン削減するため、低炭素型建材の普及及びフロン類などの冷媒の漏洩対策の促進などについても引き続き進める。
- この他、生産体制や施工方法の確立状況に応じ、補助等を通じてペロブスカイト太陽電池の住宅・建築物への導入を促進するとともに、デジタル技術やAI技術など、新たな技術の活用可能性についても調査し積極的に活用していく（デジタル技術を活用したエネルギーマネジメント（DR対応を含む）やAI技術を活用した空調技術など）。

(参考) 暮らしのGXの分野別投資戦略 (2025年12月改定)

- **補助事業の実施**と並行して**制度的対応**によるボトムアップ（高性能な住宅等の「当たり前」化）や、高性能住宅等のメリット等に係る**情報提供**による市場原理の活用促進・WTPの向上を実施。





【令和7年度補正予算額 75,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

- 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、暮らし関連分野のGXを加速させる。
- 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO2排出量削減を進め、暮らし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

- 対象（補助額）：新築戸建住宅※1、新築集合住宅※1
 省エネ基準における地域区分1～4：125万円/戸、5～8：110万円/戸
 ※1：補正予算案の閣議決定日（令和7年11月28日）以降に、工事中（基礎工事に着手）したものに限る。

- 主な要件：① 断熱等性能等級6以上
 ② 一次エネルギー消費量削減率35%以上（省エネのみ）
 ③ 一次エネルギー消費量削減率100%以上（再生エネ等含む）※2
 ④ 高度エネルギーマネジメント（HEMS等）
 ⑤ 建築事業者がGXの促進に対する協力について表明等すること※3 など
 ※2：右の表を参照
 ※3：温室効果ガスの排出削減のための取組の実施、省エネ性能を満たす住宅の供給割合の増加など

注) 以下の住宅は、原則対象外とする。
 ・「土砂災害特別警戒区域」又は「急傾斜地崩壊危険区域」又は「地すべり防止区域」に立地する住宅
 ・「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 ・「市街化調整区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」に立地する住宅
 ・「市街化調整区域以外の区域」のうち、「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。）」かつ「災害危険区域」に立地する住宅

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度

4. 補助要件(詳細)・補助対象の例

<補助要件(詳細)>

住宅の種類 (形態・立地を含む)	断熱性能	一次エネ消費量削減率		その他要件
		省エネのみ	再生エネ含む	
戸建 下記以外の地域 寒冷地又は低日射地域 都市部狭小地等又は多雪地域	等級6以上	35%以上	100%以上	・高度エネルギーマネジメント（HEMS等）の導入 ※他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要（接続の是非は居住者の判断）
			75%以上	
			—	
集合 1～3層 4・5層 6層以上	等級6以上	35%以上	75%以上	
			50%以上	
			—	

<補助対象の例>



【令和8年度予算額 8,000百万円（新規）】
【令和7年度補正予算額 1,000百万円】



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

(1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

- ①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助
- ②新築集合住宅のZEH-M化等支援
ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助
- ③既存住宅のZEH化改修促進支援
既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

(2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

(3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅

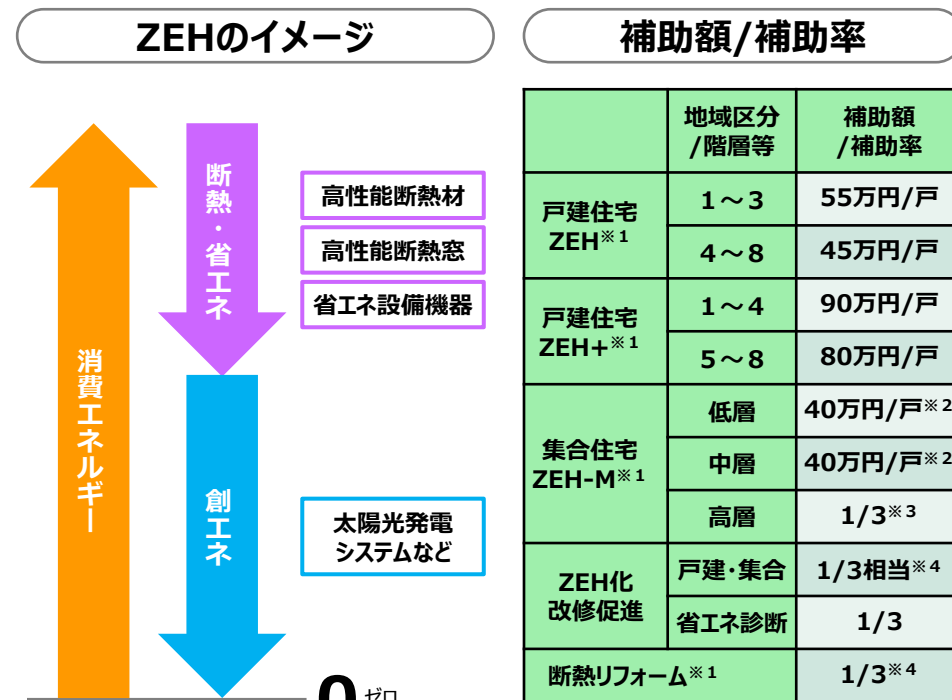
※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅

※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

3. 事業スキーム

- 事業形態： (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業
- 補助対象・委託先： (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体
- 実施期間： 令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ



※1 追加設備等に対する補助あり
 ※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸
 ※3 過去に採択された案件の継続分に限る
 ※4 補助上限あり

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助*
 ZEH : (1~3地域) 55万円/戸、(4~8地域) 45万円/戸
 ZEH+ : (1~4地域) 90万円/戸、(5~8地域) 80万円/戸
- 2) 上記に加え、蓄電システム*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）*、中層ZEH-M（4、5層）*への定額補助：40万円/戸※1
- 2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助（1/3）
- 3) 上記に加え、蓄電システム※2、*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸
 ※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり
 * 高度エネルギーマネジメント（HEMS）、蓄電システム、太陽光発電設備等においてIP通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STAR★1以上の適合ラベルを取得した製品の使用を必須要件とする可能性があります

③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助（上限250万円/戸）

3. 事業入替

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅取得者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

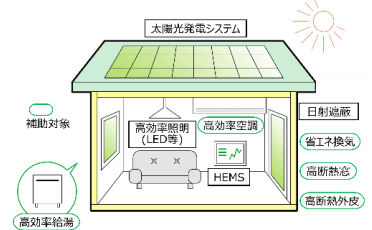
4. 補助対象の例

【補助対象住宅の省エネ性能等】

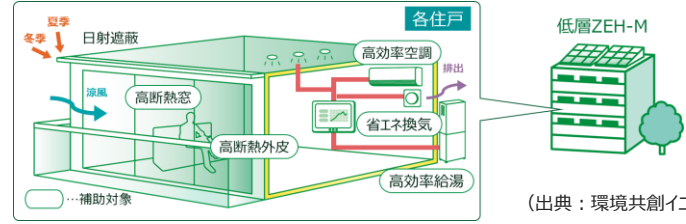
		戸建住宅		集合住宅（ZEH-M）		
		ZEH+ ※3	ZEH ※3	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6		断熱等性能等級5		
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上		20%以上		
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	-

※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす
 ※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上
 ※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

①、③ZEHの例



②低層ZEH-Mの例



（出典：環境共創イニシアチブ）

住宅の脱炭素化促進事業のうち、 (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム（トータル断熱、居間だけ断熱）を行う者に対して1/3補助を実施

① トータル断熱

住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換

② 居間だけ断熱

居間（主要居室）の全部の窓を改修

①、②のいずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

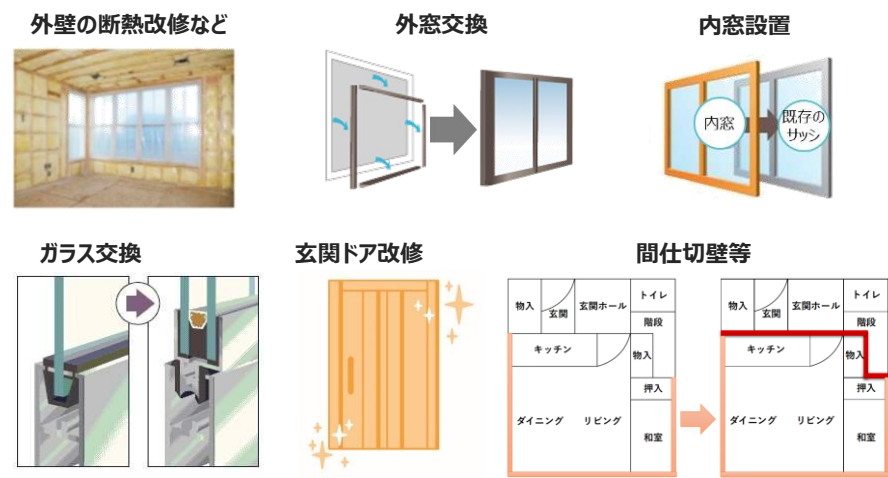
【補助上限額】

- ・ 既存戸建住宅：上限：120万円/戸
- ・ 既存集合住宅：上限：15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

3. 事業スキーム

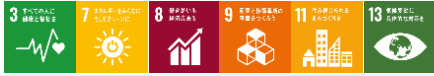
- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅所有者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 補助対象の例



断熱材・窓と同時に行う玄関ドア、間仕切壁等の改修も補助

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和7年度補正予算額 112,500百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- 2050年ネット・ゼロの実現や2030年度の温室効果ガス削減目標の達成に貢献するため、断熱性能の高い窓の導入を支援し、住宅の脱炭素化と「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に貢献する。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

住宅における熱の出入りの大半は窓等の開口部で発生しているにもかかわらず、日本の住宅の7割は単板ガラスの窓のみによって構成されていることから、窓の断熱改修による住宅の省エネ・省CO₂化のポテンシャルは大きい。
このため、本事業では、くらし関連分野のGXを加速させるため、既存住宅等における断熱窓への改修に対して補助を行う。

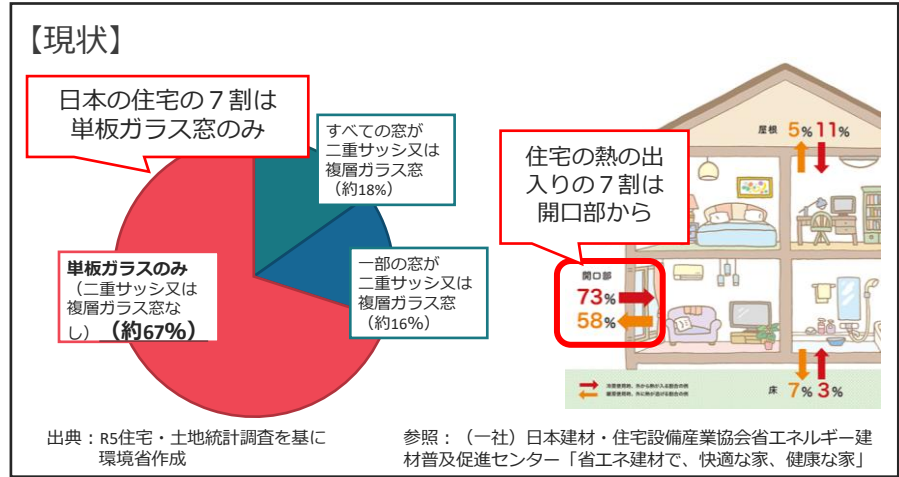
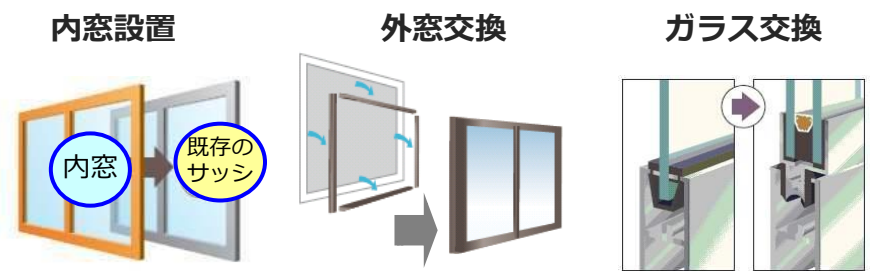
- 補助額：工事内容に応じて定額
- 対象：住宅及び一部の非住宅建築物における、窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）等
- 要件：熱貫流率（Uw値）1.9以下など、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他の要件*を満たすもの等

※要件の一例（企業の規模等による）
製造事業者が当事業の実施によって得られる収益の一部を基に自社の成長等を図っていくこと等についてコミットすること。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	間接補助事業
■ 補助対象	住宅の所有者、民間事業者及び団体等
■ 実施期間	令和7年度

4. 補助事業対象の例



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度予算額 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

(3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

(4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

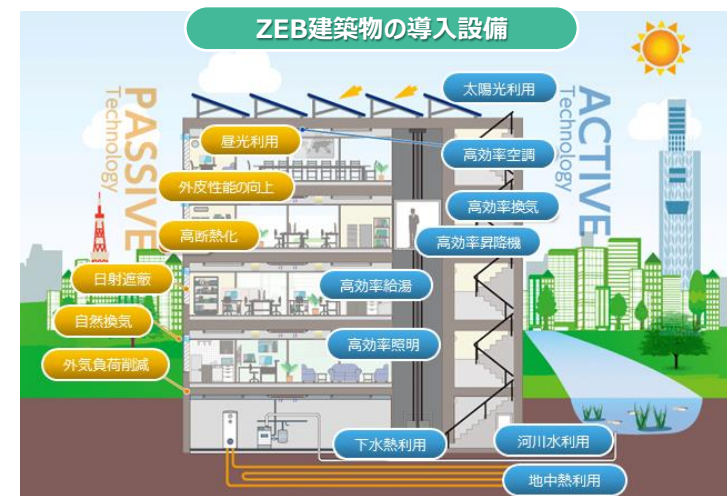
- ① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（①②2/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））
- 補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡～ 10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区を除く。（建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特別市及び特別区も対象）

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆ 補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆ 補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆ 補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆ 補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

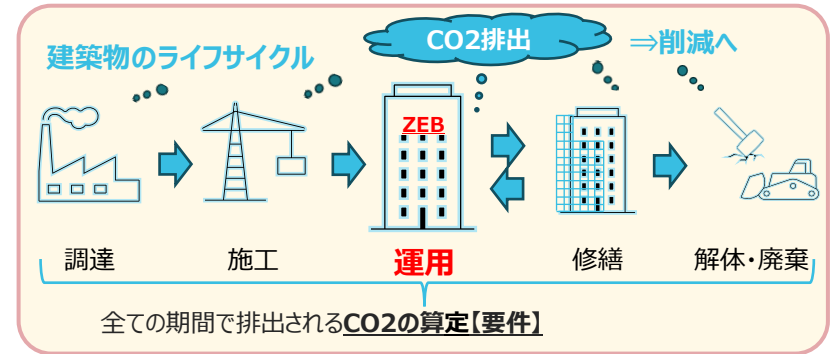
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
 ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
 ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
 ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

2. 事業内容

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合は補助率1/2

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

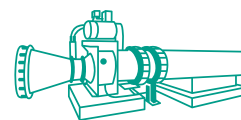
水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、既存の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

3. 事業スキーム

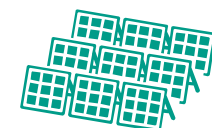
- 事業形態：①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



小水力発電設備



太陽光発電設備

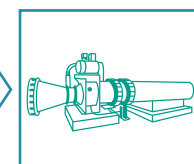


高効率設備

②水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



発電に未利用の放流水等が存在

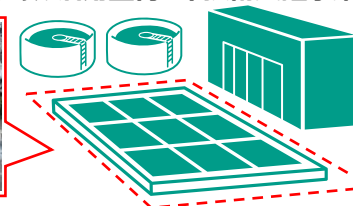


民間事業者が発電設備を設置



周辺地域・企業

③水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）



循環経済（CE）と炭素中立（CN）を同時に達成する建築分野における木材再利用の方策等を検証します。

1. 事業目的

建築分野における木材の再利用による省CO2効果について検証することにより、木材の多様な再利用を促進するとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減、さらには循環経済（CE）と炭素中立（CN）の同時達成を目指す。

2. 事業内容

建築物の主要な構成部材の一つである木材は、CO2固定効果を有することから、効果的に再利用することにより、建築物のライフサイクルカーボンの削減に資する可能性がある。このため、建築物に使用されていた木材を解体後に再利用する場合を念頭に、以下の検証を行い、効果的な木材の再利用の方策等を検討する。

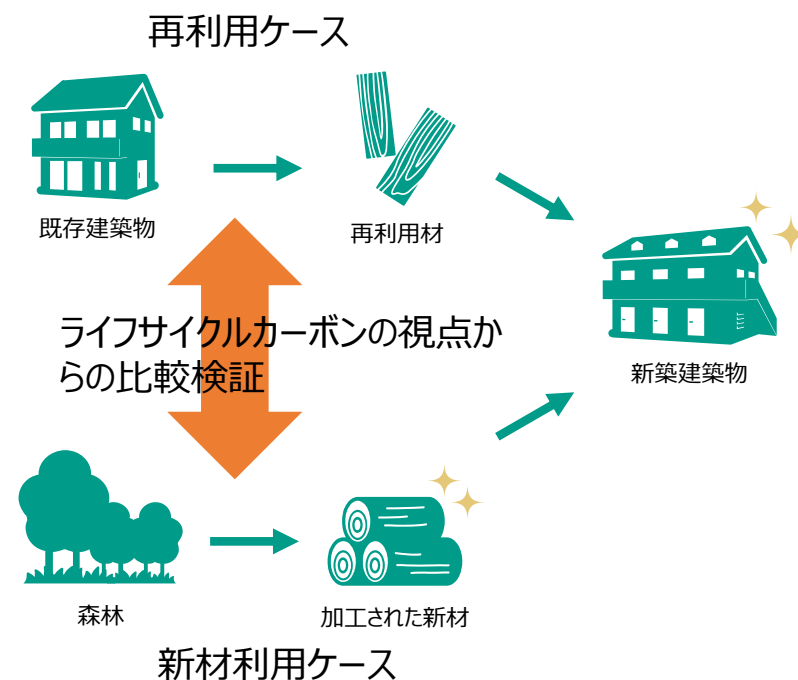
- 建築物の解体から再利用に至る工程までのCO2排出量の算定
- 新材を利用する場合とのCO2排出量の比較検証
- 木材をはじめとした建材における再利用の可能性に関する検討
- 効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証
- 普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等

※ CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）：ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者、団体
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

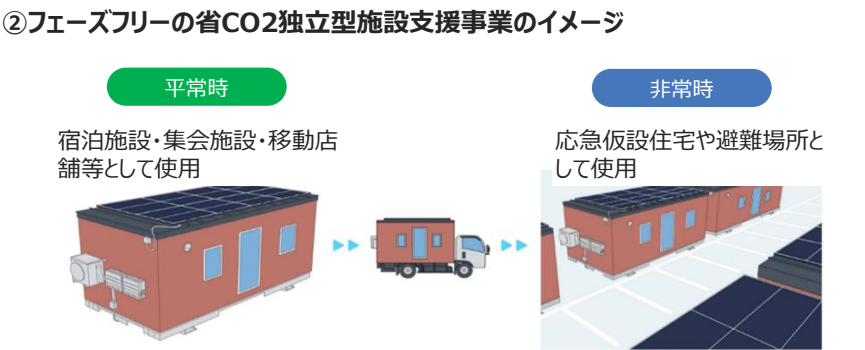
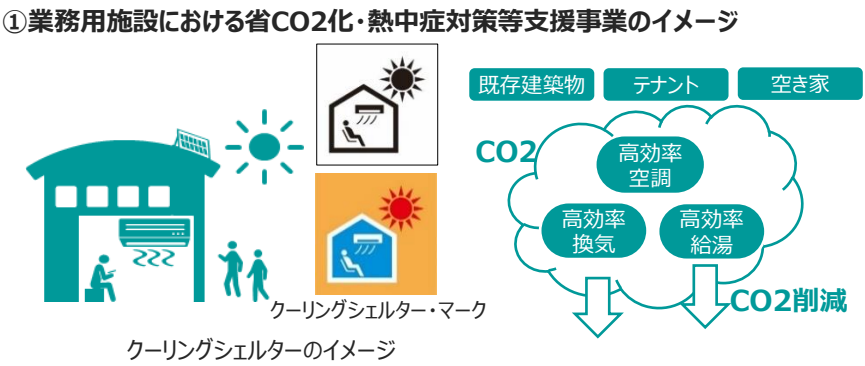
- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）
 - 1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業
既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）
 - 2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業
高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：3,500万円）
 - 3. テナントビルの省CO2改修支援事業
オーナーとテナントがグリーンリース契約等を選び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：4,000万円）
 - 4. 空き家等における省CO2改修支援事業
空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）
◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）
※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ





営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

◆ 補助対象設備：

省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

◆ 補助要件：

倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること等

① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）

② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

3. 事業スキーム

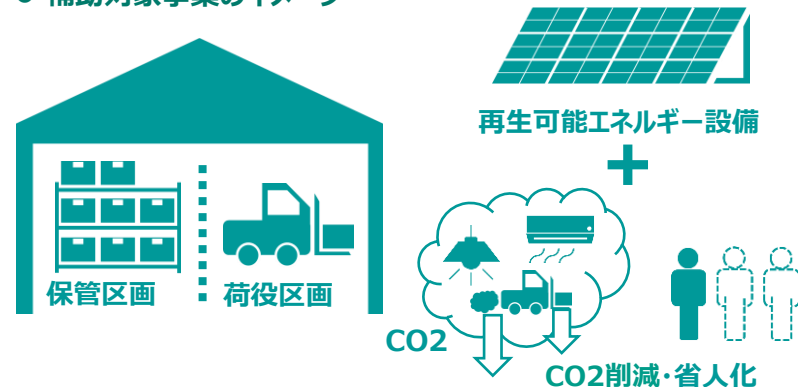
■ 事業形態：間接補助事業（1/2）（上限1億円）

■ 委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等

■ 実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



無人フォークリフト



無人搬送車



無人けん引車



デバッキング
ロボット



業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。
- ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。

2. 事業内容

(1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2～1/3

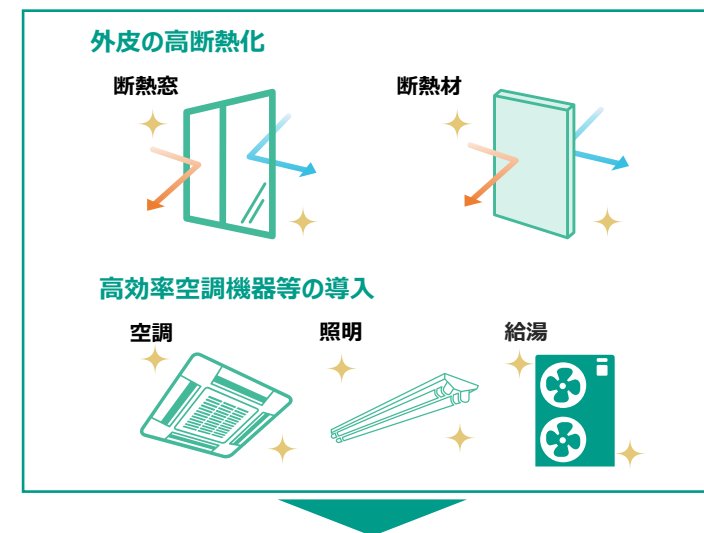
(2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。